

令和 年 月 日

特定遺骨等返還申請書

内閣官房アイヌ総合政策室長 宛て

返還申請者 ふりがな.....
氏名 _____ (自筆)
郵便番号 〒 _____
住所 _____
電話番号 (_____) _____

海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり特定遺骨等の返還を申請します。

記

1 返還を申請する特定遺骨等

--

2 返還申請者と特定遺骨等との関係の確認等

(1) 返還申請者 <input type="checkbox"/> 遺族（特定遺骨との続柄 _____） <input type="checkbox"/> 遺族（特定遺骨との続柄 _____）の代理人
(2) 遺族の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 遺族の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（平成 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 （ふりがな）..... イ 遺族の氏名 _____ ウ 遺族の住所 _____
(3) 遺族確認書類（イはいずれか1つ必須、ハは確認に必要なもの全て必須、ニ、ホ、へは必要に応じて提出してください。） イ <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む。） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他上記に掲げる以外の本人確認書類（ _____ ） ハ <input type="checkbox"/> 原戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 除籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ニ <input type="checkbox"/> 家系図 ホ <input type="checkbox"/> 特定遺骨等の埋葬を証明できる書類（ _____ ） へ <input type="checkbox"/> その他特定遺骨等の祭祀承継者であることを確認できる書類 （ _____ ）

閣 副 号
令和 年 月 日

（申請者） 殿

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長

○ ○ ○ ○

特定遺骨等返還通知書

令和 年 月 日付けで返還申請のありました特定遺骨等について、貴殿が当該特定遺骨等の祭祀承継者（の代理人）であることを確認し、下記のとおり返還することと確定しましたので、海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第6条第4項の規定に基づき通知します。

記

返還する特定遺骨等

--

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

閣 副 号
令和 年 月 日

（申請者） 殿

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長

○ ○ ○ ○

特定遺骨等祭祀承継者確認結果通知書

令和 年 月 日付けで返還請求のありました特定遺骨等について、貴殿が当該特定遺骨等の祭祀承継者であることを確認することができませんでしたので、海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第6条第5項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 貴殿が祭祀承継者であると確認することができなかった特定遺骨等

--

2 1の理由

--

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

出土地域特定遺骨等返還申請書

内閣官房アイヌ総合政策室長 宛て

申請団体

郵便番号 〒 _____
住所 _____
電話番号 () _____

申請代表者 ふりがな

氏名 _____
郵便番号 〒 _____
住所 _____
電話番号 () _____
E-mail _____

海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり出土地域特定遺骨等の返還を申請します。

記

1 返還を求める出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

※ 欄が足りない場合は、適宜、追加してください。

2 申請団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> </div>
<p>(2) 納骨又は埋葬等の予定地（住所、施設名、施設の概要等について記載してください。）</p>
<p>(3) 火葬予定の有無 有 ・ 無</p>

※ 個人情報の提供について（承諾の場合はを記載）

- 上記の情報及び海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第7条第2項の規定に基づき提出した書類の内容を、「海外に所在するアイヌ遺骨等の適切な返還に関する第三者委員会」に伝えることを了承します。
- 海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第10条又は第11条に基づき反対意見等があった場合、申請代表者の氏名、住所、電話番号及びE-mailアドレスを、当該反対意見等を提出した団体の代表者に伝えることを了承します。

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

閣 副 号
令和 年 月 日

（申請団体） 御中

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長

○ ○ ○ ○

出土地域特定遺骨等の返還手続の保留について

令和 年 月 日付けで貴団体から返還申請のありました下記の出土地域特定遺骨等に関し、令和 年 月 日付けで当室に対し特定遺骨等の返還の申請が行われたため、海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第8条第1項の規定に基づき、貴団体からの申請に係る手続を保留します。

なお、当室に対して行われた特定遺骨等の返還の申請について、申請者が祭祀承継者であることを確認することができなかった場合は、貴団体からの申請に係る手続を再開する旨を、祭祀承継者であることを確認することができた場合は、貴団体からの申請に係る手続を終了する旨を通知します。

記

返還申請のあった出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

閣 副 号
令和 年 月 日

（申請団体） 御中

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長

○ ○ ○ ○

出土地域特定遺骨等の返還手続の再開について

令和 年 月 日付けで貴団体から返還申請のありました下記の出土地域特定遺骨等に関し、令和 年 月 日付けで申請に係る手続を保留する旨、通知しておりましたが、その全ての特定遺骨等について、特定遺骨等の返還の申請者が祭祀承継者であることを確認することができなかつたため、海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第8条第2項の規定に基づき、貴団体からの申請に係る手続を再開いたします。

記

申請手続を再開する出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

閣 副 号
令和 年 月 日

（申請団体） 御中

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長

○ ○ ○ ○

出土地域特定遺骨等の返還手続の終了について

令和 年 月 日付けで貴団体から返還申請のありました下記の出土地域特定遺骨等については、その全てについて祭祀承継者に返還することとなりましたので、海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第8条第2項の規定に基づき、貴団体からの申請に係る手続を終了いたします。

記

返還申請のあった出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

（申請団体） 御中

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長

○ ○ ○ ○

出土地域特定遺骨等の返還手続の再開について

令和 年 月 日付けで貴団体から返還申請のありました下記の出土地域特定遺骨等に関し、令和 年 月 日付けで申請に係る手続を保留する旨、通知しておりましたが、その一部の特定遺骨について、特定遺骨等の返還の申請者が祭祀承継者であることを確認したため、当該祭祀承継者に返還することとし、それ以外の特定遺骨について、海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第8条第2項の規定に基づき、貴団体からの申請に係る手続を再開いたします。

記

申請手続を再開する出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

閣 副 号
令和 年 月 日

（申請団体） 御中

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長

○ ○ ○ ○

出土地域特定遺骨等に係る確認結果通知書

令和 年 年 日付けで貴団体から返還申請のありました下記の出土地域特定遺骨等に関し、海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第9第1項の規定に基づき、貴団体が地域返還対象団体として適切な者であることを確認しましたので、通知します。

なお、貴団体からの申請内容及び貴団体が当該出土地域特定遺骨等について地域返還対象団体となり得ることを内閣官房のホームページ等において周知し、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、反対意見等の受付を行うことを申し添えます。

記

返還申請のあった出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

出土地域特定遺骨等返還申請に係る反対意見等提出書

内閣官房アイヌ総合政策室長 宛て

提出団体

郵便番号 〒 _____
住所 _____
電話番号 () _____

提出代表者 ふりがな

氏名 _____
郵便番号 〒 _____
住所 _____
電話番号 () _____
E-mail _____

海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり出土地域特定遺骨等の返還について反対意見等を提出します。

記

1. 反対意見等を求める出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

※ 欄が足りない場合は、適宜、追加して下さい。

2. 提出団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		

閣 副 号
令和 年 月 日

(申請団体) 殿

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長
○ ○ ○ ○

出土地域特定遺骨等の返還申請に係る反対意見等の提出について

令和 年 月 日付けで貴団体から返還申請のあった下記の出土地域特定遺骨等に関し、令和 年 月 日付けで下記のとおり他の団体から反対意見等の提出がありましたので、海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

つきましては、反対意見等を提出した団体と話し合いを行い、その結果を別添により当職に報告願います。

記

1. 反対意見等の提出があった出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

2. 反対意見等を提出した団体名 _____

3. 反対意見等を提出した団体の代表者の連絡先

氏名

郵便番号 〒 _____

住所

電話番号 (_____)

E-mail

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話 03-3580-1798 (直通)
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

(別添)

令和 年 月 日

出土地域特定遺骨等の返還に係る話合いの結果報告書

内閣官房アイヌ総合政策室長 宛て

申請団体 _____

郵便番号 〒 _____

住所 _____

電話番号 () _____

申請代表者 ふりがな _____

氏名 _____

郵便番号 〒 _____

住所 _____

電話番号 () _____

E-mail _____

反対意見等提出団体 _____

郵便番号 〒 _____

住所 _____

電話番号 () _____

反対意見等提出団体代表者 ふりがな _____

氏名 _____

郵便番号 〒 _____

住所 _____

電話番号 () _____

E-mail _____

出土地域特定遺骨等の返還申請に関し、下記のとおり話合いの結果を報告します。

1. 話し合いの結果について報告する出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

※ 欄が足りない場合は、適宜、追加して下さい。

2. 話し合いの結果について（祭祀供養を行う団体名、祭祀供養方法、納骨又は埋葬の予定地（住所、施設名、特徴等）、火葬予定の有無について具体的に記載して下さい）

(〇〇〇市町村 △△番について)

--

閣 副 号
令和 年 月 日

（申請団体） 御中

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長

○ ○ ○ ○

地域返還対象団体特定通知書

令和 年 月 日付けで貴団体から返還申請のありました下記の出土地域特定遺骨等
に関し、貴団体を地域返還対象団体として特定しましたので、海外に所在するアイヌ遺骨等の
返還手続等に関する要項第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

返還申請のあった出土地域特定遺骨等について

市町村名	番号

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp

閣 副 号
令和 年 月 日

（申請団体） 御中

内閣官房内閣審議官
内閣官房アイヌ総合政策室長

○ ○ ○ ○

地域返還対象団体確認結果通知書

令和 年 月 日付けで貴団体から返還申請のありました下記の出土地域特定遺骨等
に関し、貴団体が地域返還対象団体であると確認することができませんでしたので、海外に所
在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項第 12 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり通
知します。

記

1. 貴団体が地域返還対象団体であると確認することができなかった出土地域特定遺骨等

市町村名	番号

2. 1. の理由

※ 担 当 内閣官房アイヌ総合政策室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話 03-3580-1798（直通）
E-mail ainu.ikotsu.f8d@cas.go.jp